

湯河原町告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
入園料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 28 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 委託した私人の住所及び氏名
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 1050 番地の 2
有限会社 S A T プロジェクト
- 2 委託した事務の範囲
湯河原町湯河原梅林公園条例（平成 17 年湯河原町条例第 4 号）第 3 条に規定する入園料
- 3 委託した料金徴収期間
令和 8 年 2 月 7 日（土）から 3 月 8 日（日）まで